

募集

(株)町田新産業創造センター 有期契約社員

市内中小企業の支援を目的として設立された、町田新産業創造センターの契約社員を募集します。

対象は、次のすべての条件を満たす方です。

① 大学卒業以上で普通自動車免許を有する

② 中小企業診断士等の、中小企業経営に専門的知識を要する国家資格、またはこれに準ずる資格を有する

③ 人格、識見ともに高潔で、職務の遂行に必要かつ十分な知識及び経験を有する

④ 中小企業支援に対し意欲がある

勤務期間 4月～2017年3月の3年間

応募締切 2月10日

※詳細は、同センター(☎850・8525)へお問い合わせ下さい。

問 産業観光課 ☎724・2129 FAX 050・3101・9615

ご案内

町田市グループホーム

活動報告会及び認知症サポーター養成講座

市内の認知症グループホームによる活動報告等(グループホームの特徴・入居までの流れ、スライド上映)と、認知症についての正しい知識と理解を深め、認知症の人や家

公開している会議 傍聴のご案内

Table with 5 columns: 会議名, 日時, 会場, 定員, 申し込み. Lists various public meetings such as '相原地区資源ごみ処理施設連絡会' and '町田市地域密着型サービス運営委員会'.

事業費を補助します

市内で活動する団体が、地域の諸団体と連携・協力して企画・実施する「地域の課題解決」を促進するための事業

町田市つながりひろがる地域支援事業

場なるせ駅前市民センター第1A・B会議室
問 介護保険課 ☎724・4366 FAX 050・3101・6664

直接会場へおいで下さい。

※直接会場へおいで下さい。
日 1月25日(土) 1時30分～4時

族を支えていくサポーターを養成する講座を同時に開催します。

町市内の各町内会・自治会、PTA、子ども会、NPO法人、市民活動団体等

※補助を希望する団体は、詳細をガイドライン(市民協働推進課「市庁舎2階」で配布、町田市ホームページでダウンロードも可)でご確認のうえ、事業内容について、事前に市民協働推進課へご相談下さい。

※事業の実施日は4月1日～2015年3月31日です。

募集期間 2月28日まで(必着)
問 市民協働推進課 ☎724・4362 FAX 050・30856517

次の選挙について

町田市議会議員選挙と町田市長選挙の投票日は2月23日(日)です。

問 市役所代表 ☎722・3111

町田市選挙管理委員会事務局 ☎724・2168 FAX 724・1195

【町田市の選挙人名簿の登録者数】

(2013年12月2日現在)

男：168,076人

女：176,415人

計：344,491人

日(日) 午後8時



選挙公報を全戸に配布します

候補者の政見等を掲載した選挙公報を、1月30日(木)までに新聞販売店が、新聞とは別に、全ての世帯に配布します。

Table listing election districts and their phone numbers: YC鶴川, YC藤の台, YC町田北部, YC町田西部, YC町田木曾, ASA鶴川南部, ASA桜美林学園, ASA玉川学園, ASA町田東部, YC南町田.

※選挙公報は期日前投票所、選挙管理委員会事務局(市庁舎9階)、各市民センター、市内各郵便局、市内各駅等にも備え置きます。

http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/

投票状況や開票速報はホームページでご覧いただけます

開票は2月9日(日)午後9時から、市立総合体育館(南成瀬5-12)で行います。

◆町田市選挙管理委員会

http://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/senkyo/

※投票日当日は町田市ホームページのトップページからリンクしています。

★投票状況…投票日当日の午前10時30分ごろから

★開票速報(町田市開票区)…午後10時ごろから

◆東京都選挙管理委員会

http://www.senkyo.metro.tokyo.jp/



●開票結果「広報まちだ」2月21日号でお知らせします。
●投票者数・投票率 2月12日(水)以降順次、各センターに一覧表を備え置きます。

インターネットによる選挙運動の解禁

選挙運動期間中における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進を図るため、インターネットを使った選挙運動が解禁されました。

◆総務省<インターネット選挙>

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/naruhodo/naruhodo10.html

処罰の対象となる禁止行為(例)

- 一般の有権者が電子メールを使用して選挙運動をすること(選挙運動のための電子メールの送信は、公職の候補者及び政党等に限られます)
送られてきた選挙運動用電子メールを他人に転送すること
未成年者など公職選挙法によって選挙運動が禁止されている者が、インターネットを使用して選挙運動をすること
選挙運動期間外に選挙運動をすること(選挙運動は、選挙の公示日・告示日から投票日の前日までに限られます)
選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して配ること
※未成年者が、特定の候補者を当選させる目的で以下のような行為をすると、法律違反で罰せられる恐れがあります。ご注意ください。
○自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込むこと
○他人の選挙運動の様子を動画共有サイト等に投稿すること
○他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広めること(リツイート、シェア等)

以上は例示であり、禁止されている選挙運動に当たるかどうかは、個別の事案ごとに判断されます。

できる投票について

せ下さい。

■障がいがある方等の郵便等による不在者投票

自身で字を書くことができ、下表に該当する方は郵便等により自宅等で投票することができます(ご自身で字を書くことが困難な方でも、代理記載制度に該当すれば対象)。

郵便等投票を行うには、事前に選挙管理委員会事務局へ「郵便等投票証明書」の交付申請が必要です。お早めにお問い合わせ下さい。

郵便等投票の請求はお早めに「郵便等投票証明書」をお持ちで「郵便等投票」を希望する方は、2月5日(水)まで(必着)に、選挙管理委員会事務局に請求して下さい。

Table with 2 columns: 等級等, 要介護5, 1・2級, 1・3級, 1～3級, 特別項症～第2項症, 特別項症～第3項症.

投票所には文鎮、老眼鏡、車椅子、コミュニケーションボードも用意しています。



町田で投票するには

仕事や旅行などで町田外に滞在される方は、あらかじめ紙を請求いただくと、滞在先の選挙管理委員会事務局で受け取ることができます。

不在者投票ができる場所・時間は滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

いずれかの方法で、投票用紙を請求するための「宣誓書」を入手し、必要事項を記入のうえ、町田市選挙管理委員会事務局に郵送または持参して下さい(FAX・Eメール不可)。

市ホームページ
ページ→市政情報→選挙→2014年2月9日執行 東京都選挙特集号→期日前・不在者投票について)でダウンロード
で請求
所代表 ☎722・3111
管理委員会事務局 ☎724・2168 (直通)